

相続税は、こう変わる

2013年1月25日
朝日新聞

2013年度税制改正大綱決定（2015年1月から）

今は「5千万円+法定相続人×1000万円」だが、これを「3千万円+法定相続人×600万円」に縮小。
基礎控除の縮小は戦後はじめて。

夫がなくなり、1億円の遺産を妻と子供2人に残した場合

